

独立行政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務及び漁業災害補償業務に関する業務方法書の変更に係る新旧対照表（案）

変更後				現行			
別表 4 漁業災害補償関係業務の資金の貸付けに係る貸付金額の限度、貸付利率及び償還期限				別表 4 漁業災害補償関係業務の資金の貸付けに係る貸付金額の限度、貸付利率及び償還期限			
貸付資金の種類	貸付金額の限度	貸付利率	償還期限	貸付資金の種類	貸付金額の限度	貸付利率	償還期限
共済金等支払資金	<u>漁業共済団体が支払うべき共済金又は再共済金の額</u>	年 6.57 % 以内	1 年 以内	共済金等支払資金	<u>貸付金の残高、保証債務の残高及び求償権の金額の合計額に当該貸付けをしようとする金額（信用基金が貸し付けた貸付金又は保証した債務の弁済に充てるための資金として貸付けをしようとする金額を除く。）を加えて得た金額が次に掲げる金額となるまでの金額</u> <u>ア 漁業共済組合にあつては、当該漁業共済組合のこの信用基金に対する払込済み出資金の金額及び当該漁業共済組合の地区の全部又は一部をその区域とする都道府県のこの信用基金に対する払込済み出資金の金額の合計額の 4 倍に相当する金額</u> <u>イ 漁業共済組合連合会にあつては、漁業共済組合連合会のこの信用基金に対する払込済み出資金の金額及び政府のこの信用基金に対する払込済み出資金の金額の合計額から 2 億円を差し引いて得た金額の 4 倍に相当する金額</u>	年 6.57% 以内	1 年 以内
(削る。)				(※) 別表 4 の表中イの金額は、令和 3 事業年度及び令和 4 事業年度に限り、 <u>270 億円とする。</u>			

変更後				現行			
別表5 漁業災害補償関係業務の債務の保証に係る保証金額の限度、保証料率及び期限				別表5 漁業災害補償関係業務の債務の保証に係る保証金額の限度、保証料率及び期限			
保証資金の種類	保証金額の限度	保証料率	期限	保証資金の種類	保証金額の限度	保証料率	期限
共済金等支払資金	<u>漁業共済団体が支払うべき共済金又は再共済金の額</u>	なし	1年以内	共済金等支払資金	貸付金の残高、保証債務の残高及び求償権の金額の合計額に当該保証をしようとする金額を加えて得た金額が次に掲げる金額となるまでの金額 ア <u>漁業共済組合にあっては、当該漁業共済組合のこの信用基金に対する払込済み出資金の金額及び当該漁業共済組合の地区の全部又は一部をその区域とする都道府県のこの信用基金に対する払込済み出資金の金額の合計額の4倍に相当する金額</u> イ <u>漁業共済組合連合会にあっては、漁業共済組合連合会のこの信用基金に対する払込済み出資金の金額及び政府のこの信用基金に対する払込済み出資金の金額の合計額から2億円を差し引いて得た金額の4倍に相当する金額</u>	なし	1年以内

附 則

この業務方法書の変更は、令和5年4月1日から実施する。